

合併処理浄化槽への転換について ～トイレ以外の水もキレイにしてから放流しましょう～

合併浄化槽への入れ替え(転換)をお願いします

「合併処理浄化槽」は、トイレ・台所・お風呂・洗濯など、家庭からの生活雑排水を全て処理する浄化槽で、「単独処理浄化槽」は、トイレの排水のみを処理する浄化槽で、トイレ以外の台所・お風呂・洗濯などの生活雑排水は、そのまま河川等に放流されています。そのため、「単独処理浄化槽」を設置しているご家庭からの排水の汚れは、「合併処理浄化槽」のご家庭と比べて8倍にもなり、河川の汚れの原因の1つとなっています。

平成12年以前に設置された浄化槽の多くは「単独処理浄化槽」でしたが、寿命は30年程度と言われており、老朽化による故障や破損のリスクも高まっています。

また、「くみ取り便槽」は臭い等の環境衛生面での問題や便層への落下事故などのリスクがあります。これらの問題に対処するため、合併処理浄化槽への入れ替えをお願いします。

補助金の活用について

市では、くみ取り便槽または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合に、設置費や宅内配管工事費及び既存設備の撤去費の一部に補助金を交付しています。

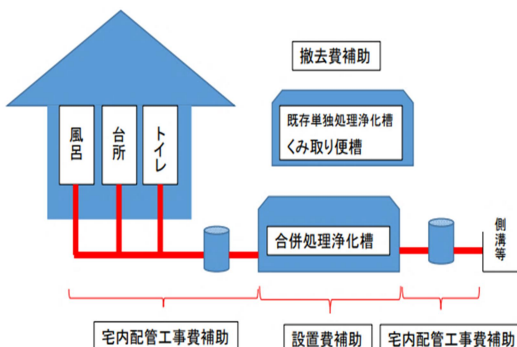
*くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換

設置費補助 (上限)		+	宅内配管工事費補助		+	撤去費補助		=	補助合計 (上限)	
5人槽	332千円		330千円	120千円		5人槽	782千円			
7人槽	414千円		(上限)	(上限)		7人槽	864千円			
10人槽	548千円				10人槽	998千円				

*既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

設置費補助 (上限)		+	宅内配管工事費補助		+	撤去費補助		=	補助合計 (上限)	
5人槽	332千円		330千円	150千円		5人槽	812千円			
7人槽	414千円		(上限)	(上限)		7人槽	894千円			
10人槽	548千円				10人槽	1,028千円				

浄化槽設置工事費補助制度イメージ図



●注意事項

- ・公共下水道の認可区域にお住まいの方は、合併処理浄化槽の設置補助金制度の対象となりません。この区域では将来的に公共下水道への接続を願いますので、工事を検討される際は、事前に市の下水道担当までご相談くださいますようお願いいたします。
- ・浄化槽の設置状況によっては補助金の対象とならない場合があります。
- ・申請の際は、必ず事前にご相談ください。工事開始後の申請は認められません。
- ・設置工事は県の浄化槽工事業の登録または特別浄化槽工事業の届出がある業者で行ってください。

*詳しくはお問い合わせください

上野原市役所 生活環境課 下水道担当

電話：0554-62-3114